

## 静岡市生涯学習推進審議会の傍聴における注意事項

### 1 傍聴の手続

静岡市生涯学習推進審議会の傍聴を希望する方は、受付において傍聴申込書に必要事項を記入し、係員の指示を受けてください。この場合において、傍聴を希望する方の数が、次項に規定する定員を超えるときは、抽選により決定します。

### 2 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会議の都度、会議の場所の広さを勘案して会長が定めます。

### 3 係員の指示

傍聴人は、審議会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

### 4 傍聴人席の指定

傍聴人は、指定された傍聴人席において、傍聴してください。

### 5 傍聴の禁止

審議会を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方は、傍聴することができません。

- 例えば、(1) 危険物を携帯している方
- (2) 酒気を帯びていると認められる方

### 6 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において次の事項を守ってください。

- (1) 帽子、襟巻、コートの種類を着用しないこと。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 携帯電話の使用を控える等静粛を守り、騒ぎ立てる等、審議会を妨害しないこと。
- (4) 傍聴席において写真、動画等の撮影又は録音等をしないこと。  
ただし、審議会の許可を得たときは、この限りでない。

### 7 傍聴者の退場

傍聴人は、審議会を非公開とする議決があったとき、又は前項各号に規定する事項を守らなかったときは、会長の指示により、速やかに退場していただきます。

## 8 その他

審議会の会議の場であるか否かにかかわらず、審議会及び審議会委員に質問や意見等がある場合には、委員に直接に質問や意見等を投げかけず、事務局へ書面で提出してください。委員に直接送られた質問や意見等については、原則として、委員から個別に回答することはいたしません。